

2007.6.13

大東市学校統廃合検討委員会 中間答申

会長 谷田信一

本検討委員会では平成 18 年 1 月 25 日に大東市教育委員会委員長より「大東市立小・中学校の適正配置および適正規模ならびに統廃合に関する事項」についての諮問を受けて以来、すでに今回（平成 19 年 6 月 13 日）の検討委員会まで 16 回の会合を開いて、活発な議論を重ねてきた【資料 〇】。その間には、統廃合不要論やさまざまな統廃合案などを含むいろいろな意見が出たが、ようやく、大方の委員の意見が以下のような形で収束してきたので、ここにそれを中間答申として提出・公表し、それに対して一定の期間のあいだ一般の方々からのパブリック・コメントを求めて、その後、それをも参考としつつ、最終答申をまとめていくことにしたいと思う。

1. 大東市立小・中学校の児童・生徒数の現状について

大東市立小・中学校の児童・生徒数（養護学級＝特別支援学級をも含めた児童・生徒数）は、小学校では昭和 56 年の 14,034 人、中学校では昭和 61 年の 6,882 人がピークであったが、その後は概ね減少傾向になり、平成 19 年 5 月 1 日における数字は、小学校が 7,786 人、中学校が 3,393 人である。それに対して、大東市立の学校数は、昭和 40～50 年代の人口急増期に小・中学校を増設し、昭和 58 年に小学校 15 校、中学校 8 校となって以来、現在もそのままの学校数である。そして、全体としての大東市立の小・中学校の児童・生徒数は、（一時的な微増はあっても、大きな流れとしては）今後も漸減していくであろうという推計が出されている。【資料 〇】

そうした中で、全体の数字もさることながら、個々の学校によって、児童・生徒数の格差が生じてきたし、また、人口急増期に学校を増設したさいの不自然な校区分けが残存したりしていたので、平成 14 年 9 月の「大東市通学区域適正化委員会」の答申では、いくつかの通学区域の変更の提案を行なった。それにより、現在の大東市の小・中学校の校区は、【資料 〇】のようになっている。「通学区域適正化委員会」の答申で提案された通学区域変更は比較的スムーズに実施に移され、それなりの効果はあげてきた。しかしながら、他方、一部の小学校・中学校においては、「通学区域適正化委員会」のときの予測の数字を大きく越える児童・生徒数の減少が見られ、それが教育に与えるマイナスの影響が強く懸念されるような状況になってきている。すなわち、子どもが切磋琢磨しあうことによって育まれるべき向上心の減退、多くの多様な同年齢の仲間と接することによる幅広い社会性・社交性の発達が不十分となること、運動会などの集団的行事が活気づかず盛り上がらないこと、学校が小規模化すると教員の数も減るので教員どうしのあいだでの豊富な意見

交換や相補的役割分担などができにくくなること、そして、特に1学年1学級となったような場合には子どもの人間関係が固定化して集団内での圧力が高まり子どもの自由な自己変革の意欲がなくなりがちとなること、などである。

そのような状況のもとで、上記のように、「大東市立小・中学校の適正配置および適正規模ならびに統廃合に関する事項」についての諮問を受けて、本検討委員会は審議を開始したのであった。

2. 大東市立小・中学校の適正規模について

平成14年9月の「通学区域適正化委員会」の答申では、「小・中学校ともに12～18学級を基本、19～24学級を許容範囲と考え、可能な限り各学校の規模をその範囲(12～24学級、児童・生徒数およそ300～800人ぐらい)に収めるようにする」と規定していたが、小規模校の許容範囲については、小学校と中学校との相違や学校統廃合まで視野に入れての議論が必ずしも十分とはいえなかった。それは、上にも述べたように、「通学区域適正化委員会」の審議の時点での現状と予測(平成13年4月1日の地区別・年齢別人口に基づく)では、大東市立の小学校も中学校も、恒常的に12学級を割るような学校はないであろうとされていたからである。ところが、本検討委員会が検討を開始した時点での最新のデータであった平成17年5月1日現在の学校調査データおよび平成17年4月1日の地区別・年齢別人口に基づく現状と予測では、12学級を割っている(ないし、いずれ恒常的に割るであろう)小・中学校がいくつか出てきたのである。(この趨勢は、その後の平成18年度および平成19年度の数字データに基づく推計では、より明白となってきている。【資料

】)そこで、本検討委員会では、まずもって、小学校および中学校の小規模の許容限度について、時間をかけて議論が行なわれていった。

その結果、大方の合意を得た結論は、小学校と中学校との違いを考慮したうえでの次のような原則である。

《小学校については12学級(児童数300名程度=各学年50名程度)以上を、中学校については9学級(生徒数255名程度=各学年85名程度)以上を、存続の許容範囲とする。この限度を恒常的に下回るような事態になった場合、ないしは、そうなると確実に予測される場合には統廃合を行なうことを原則とする。》

小学校については、現在の大阪府の小学校における学級の児童数の上限定数は第1～2学年が35名で第3～6学年は40名であるが、上の許容範囲の設定の基本的な考え方は、1学年1学級を避けて、1学年2学級以上を安定して維持することにある。その理由は、次のようなものである。

- (1) 1学年1学級ではクラス替えができず、6年間同じメンバーの学級となるので、啓発的刺激や友人関係の広がりが乏しくなり、また、1学年1学級では、運動会などの行事において、クラス対抗などの形式がとれなくなり、どうしても盛り上

がりに欠けて児童の意欲が沈滞しがちとなる。

- (2) 1学年1学級では、いじめや学級崩壊がいったん生じると、それへの有力な対応策の一つであるクラス替えができないので、問題の解決が難しくなる。
- (3) 各学級の児童数について言えば、たとえば埼玉県志木市のアンケート調査などからもわかるように、小学生もとくに高学年になるほど、児童は学級の人数が多いことを望む傾向があるのであって、そうした自然的かつ当然な子どもの発達要求を無視すべきではない。

中学校については、学級の生徒数の上限定数はどの学年も40名であるが、小学校の場合とは異なり、12学級に必ずしも固執せず、学校全体で9学級以上を許容範囲とみなしてよいのではないかと、という大方の意見でまとまった。その理由は、次のとおりである。

- (1) 中学校の場合には、3学年なので、学校全体で12学級を割っても、1学年が1学級となるわけではないので、小学校の場合ほど12学級以上ということにこだわる理由はない。
- (2) しかし、中学校は教科担任制であり、1つの学校に複数名の教員がいるのが望ましい教科も多いので、そういうことも考慮すると、(各学校に配置される教員数は基本的に学級数によって決まってくるので【資料 〇】)各学年3学級以上、学校全体で9学級以上の規模は必要であると思われる。また、学校全体の活気や生徒の友人関係上の広がり・発達という点からしても、その程度の規模は必要であろう。

3. 適正規模・適正配置の観点から必要と思われる学校統廃合の具体的方策

上記の適正規模・許容範囲の原則に基づいて、まず中学校に関して、平成19年5月1日の学校調査データ【資料 〇】および平成19年4月1日の地区別・年齢別人口データによる現状・推計【資料 〇】を見ると、大東市立の中学校では平成31年度までの予測によれば、許容限度の「9学級(255名程度)以上」を恒常的に下回る中学校が現れてくる見通しも出てはいるが、長期的な人口推移の動向は予測がむずかしいということも考慮すると、あまり先走って大東市立中学校の学校統廃合を今から提案するのはいささか早計に過ぎるのであり、十分に慎重を期すべきだと思われる。したがって、6～7年程度先までの推計においては中学校で上記の許容限度を下回る学校が生じるという予測は出ていない(諸福中学校は一時的に下回るが回復する)という現況にかんがみて、本検討委員会の答申では、中学校に関しては統廃合も通学区域の変更も提案しないこととし、それについては、数年後に改めて検討をしていただくべき課題として残しておくことにする。

しかし、小学校については、すでに現在ないしは5～6年以内に「12学級(300名程度)以上」という上記の基準を下回る(ないし、下回るであろう)学校が4校ある。すなわち、四条小学校、北条西小学校、深野北小学校、北条小学校の4校である【資料 〇】。この4校については、すでに上記の平成14年の「通学区域適正化委員会」の答申でも、「将来に

において少子化の進行により、学級数・児童数が恒常的に・・・適正な規模を下回るようになった場合には、立地条件等を考慮し、統廃合を含め、再検討する必要がある」と指摘されてはいたのであったが、その児童数減少が予想以上に早いペースで到来してきているのである。

そこで、本検討委員会では、さまざまな統廃合案が提示され、時間をかけて議論されていったが、そのさい顧慮された主な観点は次のような諸点であった。子どもにとって望ましい学校規模。地域性。中学校への接続。実施時期の融通性。通学の安全性。通学距離。施設のキャパシティ。いずれ将来的にありうるであろう中学校の統廃合のさいに不都合が生じることがないように小学校統廃合を考えねばならないということ。

こうした多くの点を顧慮しながら、本検討委員会ではいくつかの統廃合案を慎重に比較検討していった。そのさい、途中の議論の過程では、通学区域の手直しなどを行なうことによって、できるだけ現在ある学校を存続させようという方向での提案や意見も出された。しかし、小さな手直しでは近い将来にまた再び通学区域変更ないし統廃合の検討の必要性が出てくることも十分に考えられ、かえって当該校および周辺の諸学校の児童や保護者に絶えず不安感を与えることになりかねず、また、行き当たりばったりの通学区域変更を行なうと小学校と中学校との接続関係などにも問題が生じてくる可能性があるというような理由から、委員会の大勢はいくつかの小学校を統廃合するほうがよいという考え方になっていった。そして、けっきょく、近い将来に3つの小学校を廃校とする次のような統廃合案で本検討委員会の大方の委員の合意が得られたのである。

《具体的な統廃合案》

- (1) 四条小学校を廃校とし、四条南小学校に統合する。その新しい統合された小学校の児童はすべて、四条中学校に進学する。
- (2) 北条西小学校を廃校とし、北条小学校に統合する。この新しい統合された小学校の児童はすべて、北条中学校に進学する。
- (3) 深野北小学校を廃校とする。そして、現在の深野北小学校の通学区域のうち、南津の辺町は、小学校は四条北小学校の通学区域とするが、中学校については現行どおり深野中学校に進学する。南津の辺町以外の地区、すなわち深野北1～5丁目・深野2丁目6～8番・深野3丁目28～29番は、小学校は深野小学校の通学区域とし、中学校については現行どおり深野中学校へ進学する。

4. 統廃合の実施時期について

以上の3件の統廃合の実施時期については、対象校の小規模化の度合い、統合後の学校の児童数と施設のキャパシティ【資料 〇】とのつりあい、さらには、統廃合への一定の準備期間の必要性、などを十分に考慮して決定していかなばならない。また、もし現在に

において小規模校である（ないし、そうなると予測される）学校に今後に想定外の大きな児童数増加が生じたような場合には、その学校についての統廃合そのものを延期ないし中止するという事さえもありうる。したがって、以下に述べることは、あくまでも平成 19 年 5 月 1 日の学校調査の数字および平成 19 年 4 月 1 日の住民基本台帳による地区別・年齢別人口の数字（そして、それらに基づく予測推計）【資料 〃】に即してのものであることを申し添えておく。（以下であげる児童数・学級数は普通学級のそれであり、養護学級＝特別支援学級を含まない数字であることを、ご承知おきいただきたい。）なお、3 件の統廃合の結果として生じる 4 小学校の児童数・学級数の推計の数字が以下の説明の中で出てくるが、それについては、【資料 〃】を見ていただきたい。

（ 1 ） 四条小学校と四条南小学校との統合

この両校の統合に関しては、学校の施設の規模からして、現在の四条南小学校の施設が統合先となる。四条小学校は、平成 19 年度において児童数は 241 名で 300 名を大きく割っており、学級数もすでに 12 学級を維持できず 10 学級となっている。四条小学校の児童数は今後もほぼ現状程度で推移すると思われ、平成 23 年度には児童数 237 名・9 学級になると予測されている。したがって、この数字からするならば、早く統廃合を実施したほうがよいといえるであろう。しかしながら、統合先の四条南小学校はやや児童数が多く、平成 19 年度で児童数 514 名・17 学級である。したがって、仮にいますぐ統合を行なうと児童数 755 名・23 学級というかなりの規模になるが、それは統合先の四条南小学校の教室数などの施設のキャパシティを越えると思われる。しかし、四条南小学校の児童数は漸減傾向にあるので、統合してできる学校の児童数・学級数は平成 22 年度では 688 名・21 学級、平成 23 年度では 647 名・20 学級となると予測され、これなら四条南小学校の施設キャパシティの範囲内だといえる。したがって、この両校の統合は、平成 22 年度または平成 23 年度に行なわれるのが適当ではないかと考えられる。

（ 2 ） 北条西小学校と北条小学校との統合

この両校の統合に関しては、学校の施設の規模からして、現在の北条小学校の施設が統合先となる。北条西小学校はすでに平成 19 年度においても児童数 300 名を割っており、まだ 12 学級を維持してはいるが、平成 20 年度には児童数 268 名・11 学級になり、その後も児童数は漸減すると予測されている。また、統合先の北条小学校も平成 19 年度において児童数 337 名・12 学級であり、それほど児童数が多いほうではなく、その児童数も今後さらに減少し、平成 25 年度には児童数 260 名・10 学級になると予測されている。したがって、この両校についても、統廃合は早く行なうほうが望ましいと思われるが、一定の準備期間と統合先の北条小学校の施設キャパシティとの関係などが考慮される必要がある。仮に平成 19 年度に統合を行なっていたとすれば、その統合校は児童数 623 名・18 学級であったが、平成 23 年度には児童数 538 名・17 学級、平成 24 年度には児童数 512 名・17 学級となる、と予測されている。

このようなことから、結論的には、平成 23 年度または平成 24 年度には両校の統廃合を行なうべきであろう。

(3) 深野北小学校の廃校と二校への分割統合

深野北小学校は平成 19 年度では児童数 297 名・12 学級であり、すでに児童数は 300 名を割っている。そして、平成 21 年度には児童数 280 名・11 学級となり、学級数も 12 を割るようになり、その後も児童数は漸減すると予想される。また、以前から、深野北小学校は学校配置の面で深野小学校と地理的にあまりに近くにあるというアンバランスが指摘されてきていた。したがって、深野北小学校は児童数 300 名・学級数 12 学級というラインを恒常的に割り込むことが確実になっているため、統廃合が実施されてしかるべきであろう。ただし、そのさい、学研都市線の線路（踏み切り）といった地理的条件や、どこか一校に深野北小学校全体を統合するとその統合先の学校の施設キャパシティを越えてしまうという問題、などを考慮すると、深野北小学校の場合は、四条北小学校と深野小学校との二校へ分割的に統合せざるをえないと考えられる。そして、その統合先である四条北小学校と深野小学校は、平成 19 年度においては、四条北小学校が児童数 525 名・18 学級であり、深野小学校は児童数 615 名・18 学級である。したがって、もし仮にいますぐ上述（「具体的な統廃合案（3）」）のような形で統廃合すると、四条北小学校が児童数 704 名・21 学級になり、深野小学校は児童数 733 名・23 学級となるが、これは、その両校の施設のキャパシティを越えている。しかし、今後の推計を見ると、四条北小学校も深野小学校も児童数がしだいに減少すると予測されるのであり、もし平成 24 年度に上述のような形で統廃合を行なえば、統廃合後の四条北小学校は 581 名・18 学級、深野小学校は 623 名・19 学級になると推定されるのであり、平成 25 年度に統廃合を行なえば、統廃合後の四条北小学校は 573 名・18 学級、深野小学校は 613 名・18 学級となると予測されるが、これならば、十分に両校の施設的なキャパシティの範囲内であるといえる。したがって、平成 19 年 4 月 1 日現在の地区別・年齢別人口の数字をもとに考える限りでは、この統廃合は平成 24 年度または平成 25 年度に行なわれるのが適当ではないかと思われる。

5. 統廃合にかかわる諸課題への対応について

本検討委員会は、決してはじめから「統廃合ありき」という結論を前提として議論してきたわけではなく、あくまで、現在（および予測される将来）の児童・生徒の分布状況において大東市立の小・中学校がどう配置されていることが大東市の児童・生徒にとって望ましいのか、ということを中心にすえて、審議を行ってきた。そうした議論の中で、必要な場合には統廃合を行なって一定の学校規模を確保するほうが教育的に適切で、かつ格差の少ない教育環境を児童・生徒に提供することになる、という方向で大方の委員の意見

がまとまっていき、今回の中間答申となったのである。

この中間答申では、大東市立小学校に関する3件の「具体的な統廃合案」を示したが、実際に統廃合を行なうにあたっては、今後の児童数の推移状況をよく見極めながら実施の最終決定をしていただくとともに、統廃合に関連するさまざまな問題に教育委員会や市などがきめ細かく対応していくことが不可欠であるということを十分に肝に銘じていただきたい。ついては、そのいくつかの主だったものを、以下に記しておくことにする。

- (1) 統廃合を行なうにあたっては、教育委員会が保護者や住民の理解を促進するとともに、当該の諸学校の関係者は互いによく連絡をとりあい、双方の学校の児童や教員・保護者の事前交流なども含めて、統廃合に向けての準備作業を進めていってもらいたい。そのさい、統合後の学校の名称などについても、双方が納得できる形で十分に話し合いを進めてほしい。
- (2) 統廃合の対象になった小学校の児童が新しい通学先の学校へと歩いていく通学路に関しても、教育委員会と各学校とが十分に協議して、安全な通学路を選定するとともに、必要な場合には自治体にも要請して十分な安全上の対策を講じておくようにしてほしい。
- (3) 学校統廃合によって一定の経費の節約ができることになるであろうが、その財源については、教育の改善につながるような用途に使っていただきたい。たとえば、教育委員会や校長の判断により、教科によっては学級を分割して少人数授業を実施したり、あるいはさらに、市独自で学級定数を削減するというようなことも視野に入れて検討してほしい。そしてまた、不登校や「いじめ」の問題への対応策の充実などにも力を尽くしてほしい。
- (4) 廃校となる学校の施設や跡地の利用に関しても、大東市の子どもや市民のコミュニケーションやレクリエーション活動の促進、文化や生涯学習的な面での充実といったことを特に念頭において、有効な活用方法を考えてほしい。

このほかにも学校統廃合の実施前にも実施後にも現実にさまざまな問題が生じてくると思われるが、教育委員会と市には、子どもと市民の視点に立ってのきめ細かい対応をしていただくよう、強く要望しておきたい。

以上